

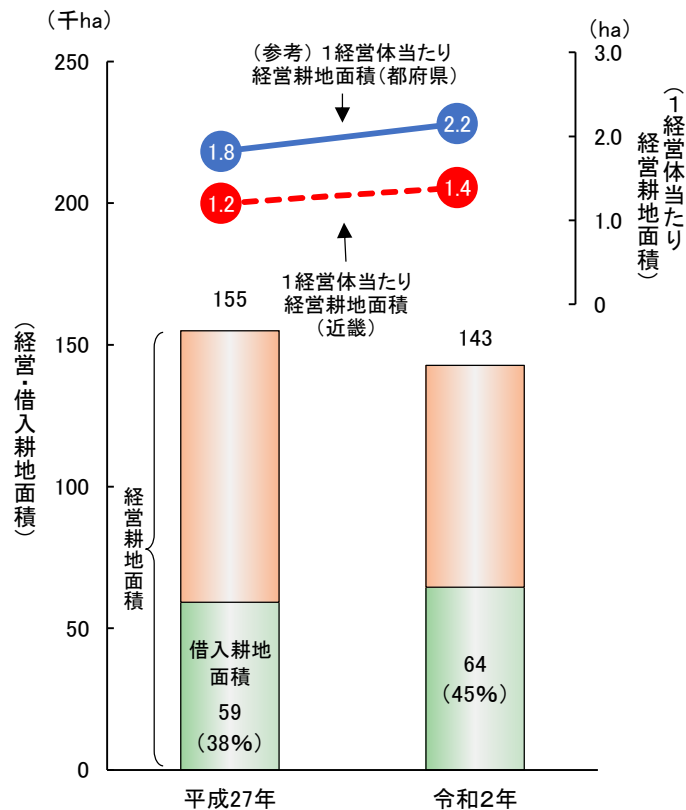
3 近畿農業のうごき

(1) 経営耕地面積規模の拡大

— 近畿の1経営体当たりの経営耕地面積は1.4ha、5年間で17%増加 —

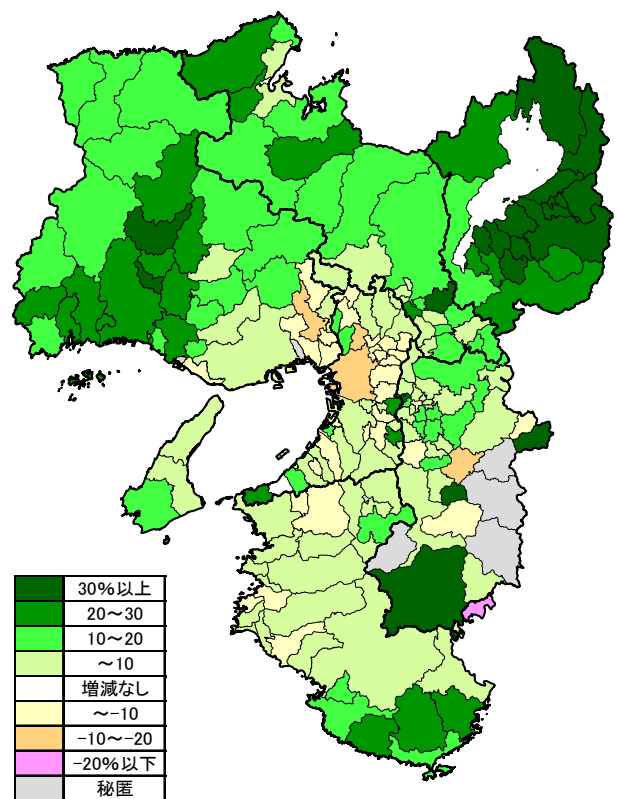
- 借入耕地面積は6万4,449haで、9%増加
- 経営耕地面積に占める借入耕地面積の割合は45%で、7ポイント上昇
- 5ha以上の経営耕地面積割合が36%で、9ポイント上昇

農業経営体の経営・借入耕地面積及び1経営体当たりの経営耕地面積の推移（近畿）

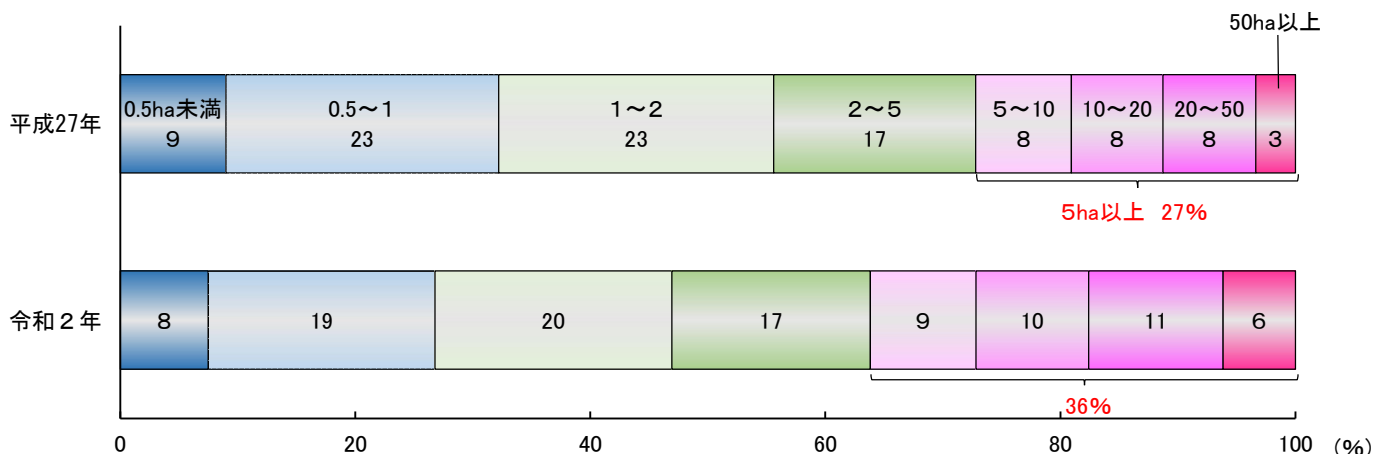


注：（ ）内は経営耕地面積に占める割合である。

1経営体当たり経営耕地面積の増減率（市町村別）（令和2年／平成27年）



経営耕地面積規模別の経営耕地面積割合（近畿）



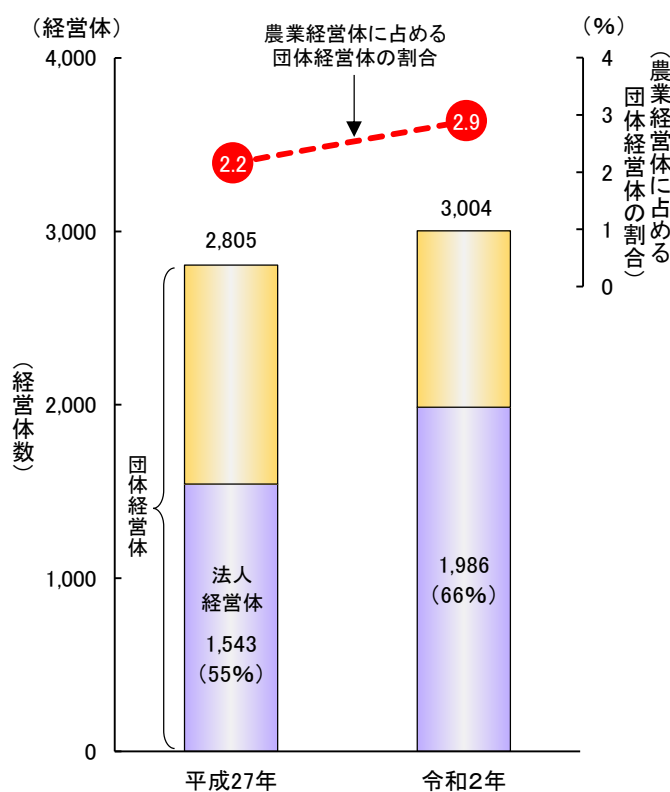
資料：農林水産省「農林業センサス」

(2) 増加する団体経営体

— 近畿の団体経営体の借入耕地面積は2万6,915ha、5年間で35%増加 —

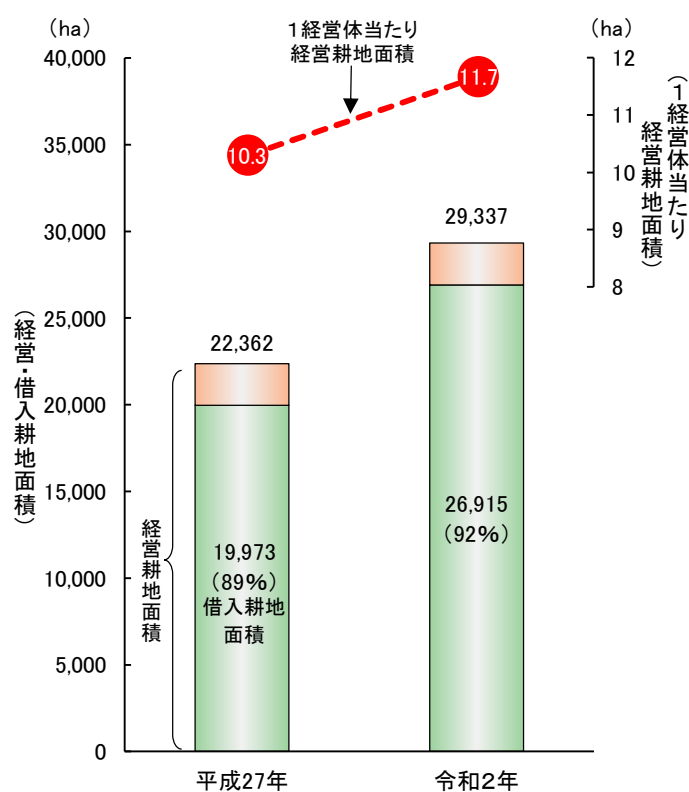
- 団体経営体に占める法人経営体の割合は66%で、5年間で11ポイント上昇
- 団体経営体の1経営体当たり経営耕地面積は11.7haで、1.4ha（14%）増加

団体経営体数の推移（近畿）



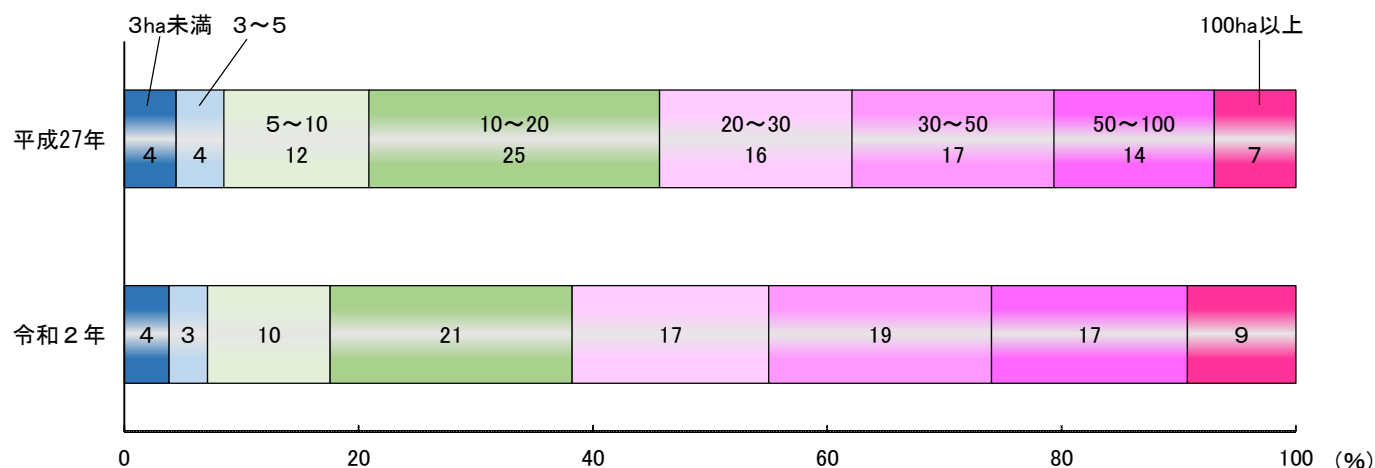
注：（ ）内は団体経営体に占める割合である。

団体経営体の経営・借入耕地面積及び1経営体当たりの経営耕地面積の推移（近畿）



注：（ ）内は経営耕地面積に占める割合である。

経営耕地面積規模別の経営耕地面積割合（団体経営体）（近畿）



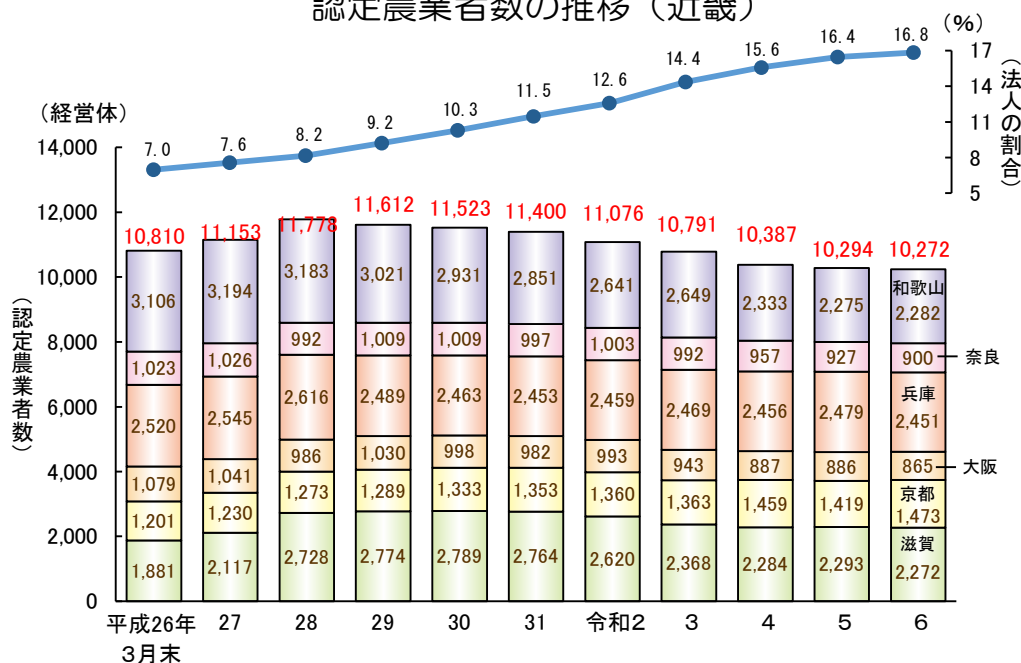
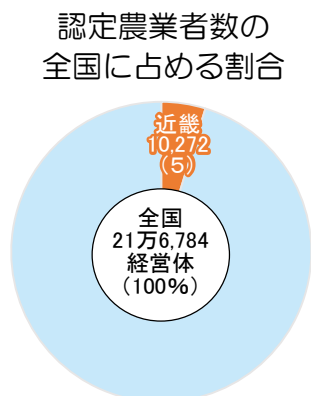
資料：農林水産省「農林業センサス」

(3) 近畿農業を担う認定農業者

— 認定農業者数に占める法人の割合が増加 —

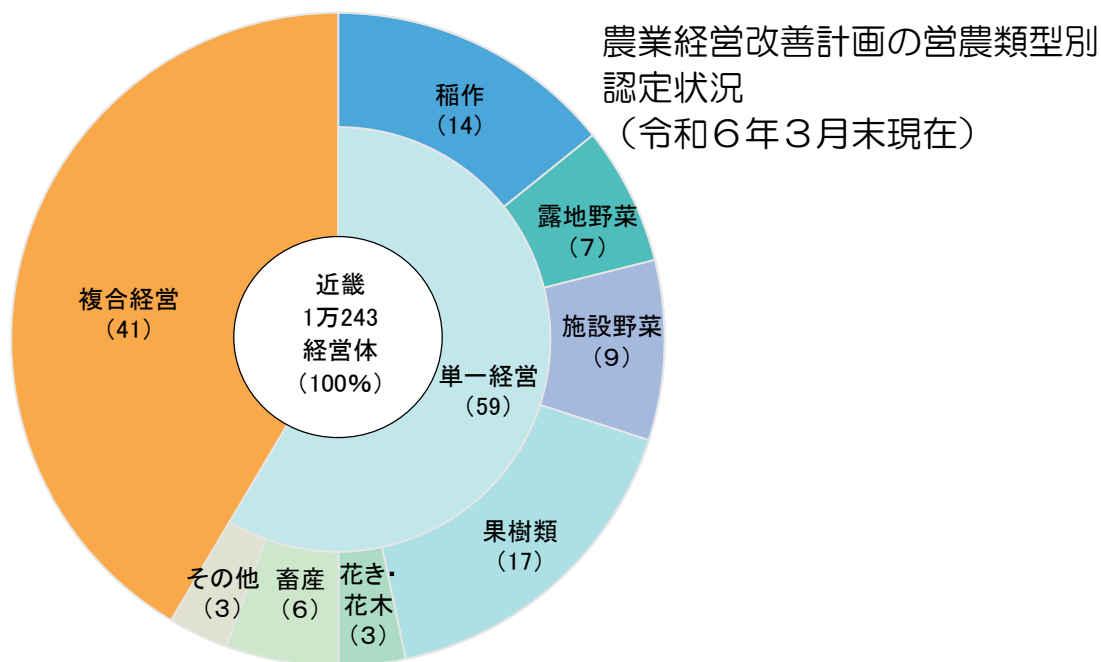
- 近畿の認定農業者数は1万272経営体（全国の5%）
- 兵庫、和歌山、滋賀の3県で近畿の約7割を占める

認定農業者数の推移（近畿）



資料：農林水産省「認定農業者の認定状況」

- 注：1 「認定農業者数」は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し市町村等から認定を受けた者の数及び特定農用地利用規程で定められた特定農業法人で認定農業者とみなされている法人の数の合計である。
- 2 令和3年以降の近畿の認定農業者数は、複数府県にまたがる認定農業者（国認定）を含むため、府県の合計と一致しない。



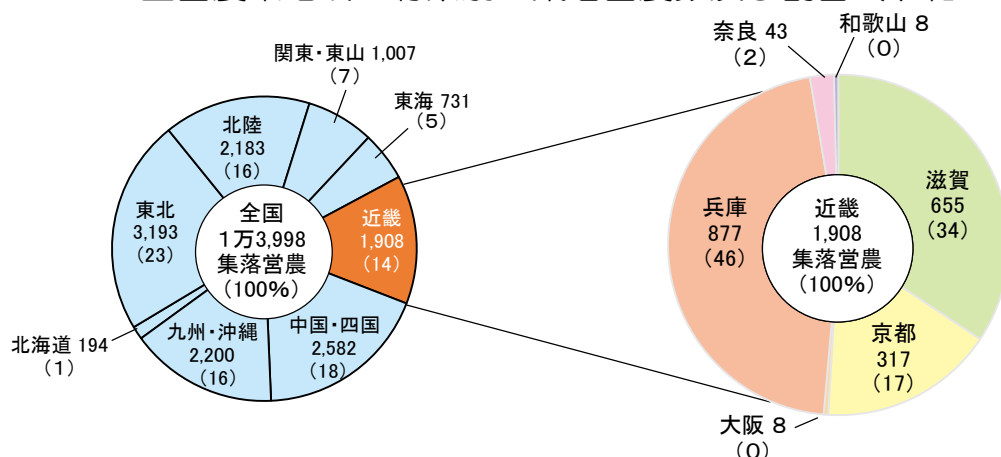
資料：農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別の認定状況」（令和6年3月末現在）

(4) 集落営農化の動向と活動状況

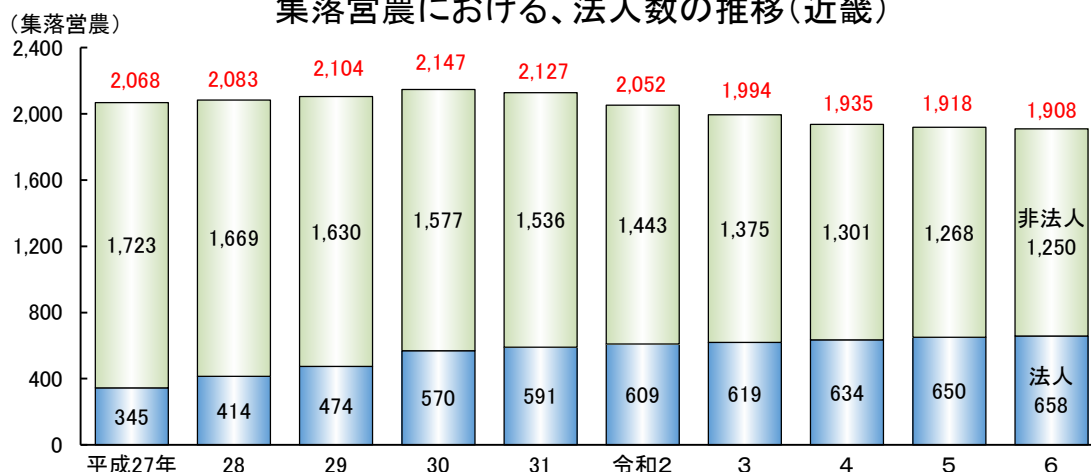
— 集落営農数は、兵庫が全国第1位、滋賀が同6位 —

- 近畿の集落営農数は1,908集落営農（全国の14%）
- 集落営農における法人数の割合は34%で、平成27年に比べて17ポイント上昇
- 集落営農の活動は、水稻、麦、大豆の生産・販売や機械の共同所有・利用などが主

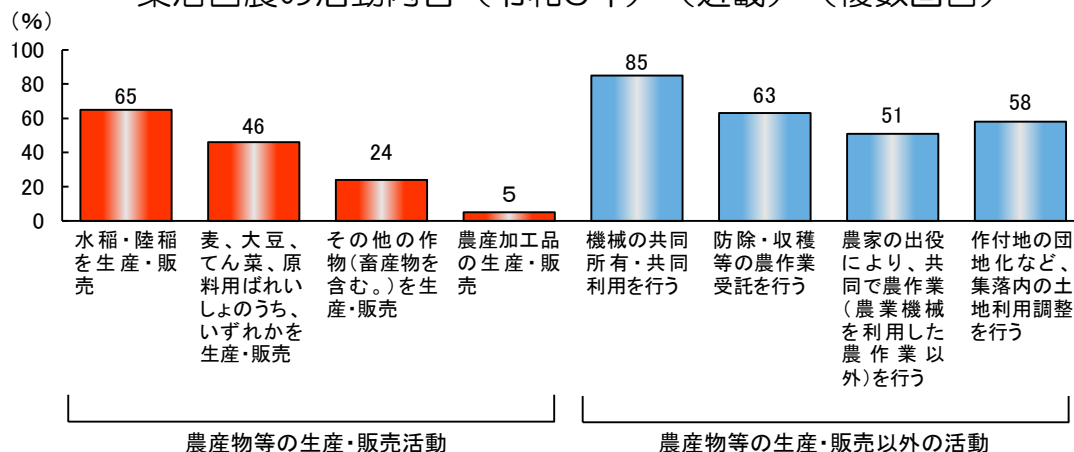
全国農業地域・府県別の集落営農数及び割合（令和6年）



集落営農における、法人数の推移（近畿）



集落営農の活動内容（令和6年）（近畿）（複数回答）



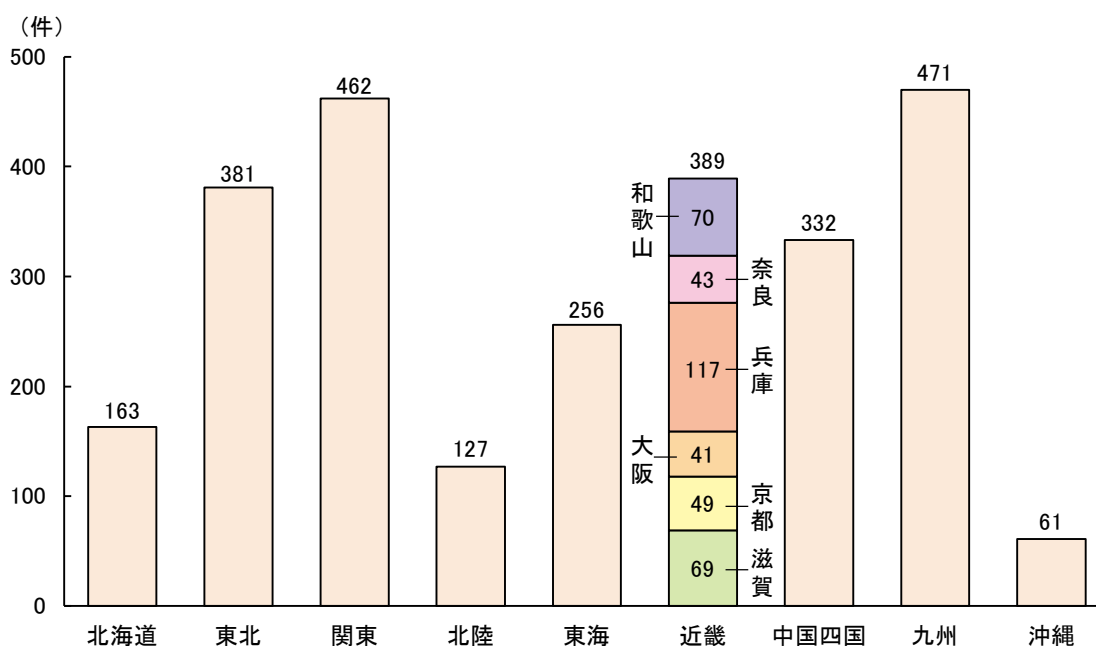
資料：農林水産省「集落営農実態調査」

(5) 近畿の農業・農村の6次産業化の状況

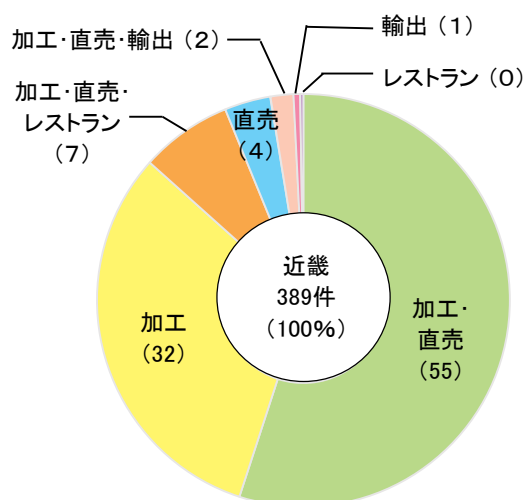
ー 総合化事業計画の認定件数は、兵庫が全国第2位 ー

- 6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は、近畿389件（全国2,642件）
- 近畿では兵庫が最も多く、次いで和歌山、滋賀となっている
- 事業内容別には「加工・直売」と「加工」で約9割を占め、農林水産物別には「野菜」や「果樹」の利用が多い

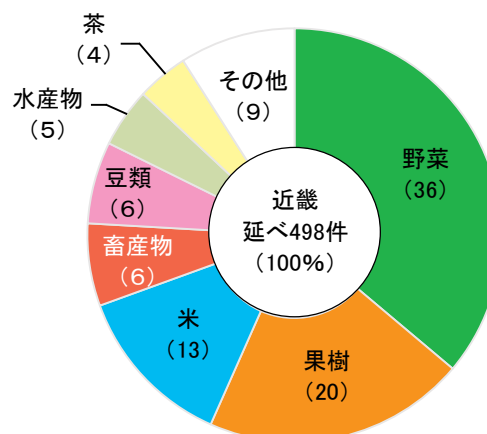
6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数



事業内容別の認定件数割合（近畿）



対象農林水産物別の認定件数割合（近畿）

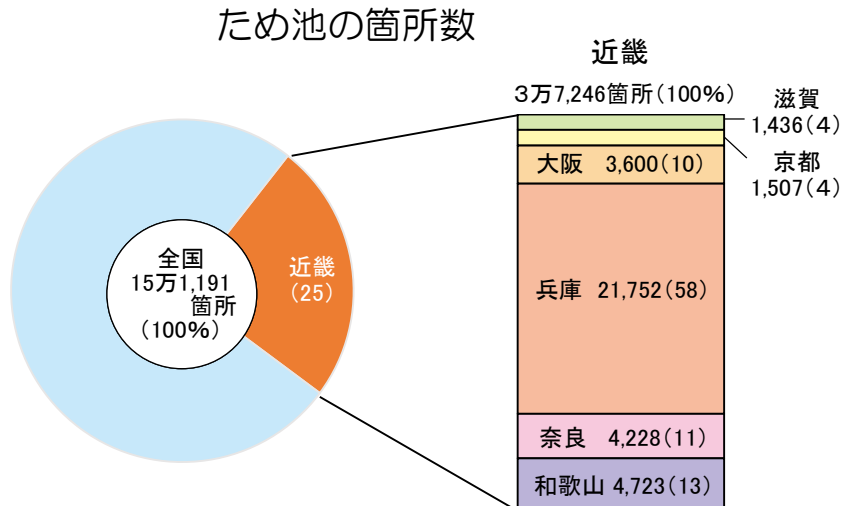


注：複数の農林水産物を対象としている計画については全てカウントした。

(6) 地域の環境に適応した農業水利施設

ー 全国でもトップのため池数 ー

- 近畿のため池の数は3万7,246箇所（全国の25%）
- 兵庫が近畿の約6割を占めており、淡路地域など県南部に多い



ため池とは

降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え貯水ができるよう、人工的に造成された池のことです。

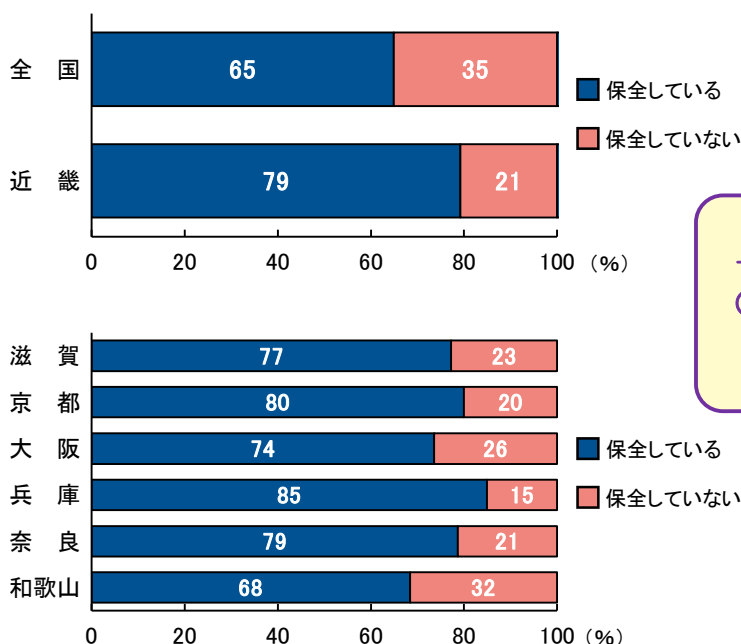
瀬戸内地域は年間を通じて降水量が少ないことから、古くから農地に隣接した土地にため池がつくられてきました。

資料：農林水産省「ため池管理保全法に基づく都道府県別の対応状況について」（令和6年6月末時点）

ため池の他にもダムなどの農業水利施設があります

- 近畿農政局管内における国自らが管理を行っているダム
 - ・ 吞吐（どんど）ダム …… 兵庫県 三木市
 - ・ 大川瀬ダム …… //
 - ・ 鴨川ダム …… //
 - ・ 糺屋（こうじや）ダム …… //
- 国自らが管理している以外にも府県などが管理しているダムがあります

ため池・湖沼のある農業集落の保全状況



ー 農業集落による高い保全率 ー

- ため池・湖沼の保全をしている割合は79%（全国は65%）

資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

注：グラフ中の割合はため池・湖沼のある農業集落における割合。

4 近畿農業の統計指標

項 目	単 位	全 国	近 畿	近畿の シェア (%)	滋 賀	京 都	大 阪	兵 庫	奈 良	和歌山	資 料
総土地面積	(1) km ²	377,976	27,351	7.2	4,017	4,612	1,905	8,401	3,691	4,725	国土交通省 全国都道府県市区町村別面積調 (令和7年1月1日現在)
総人口	(2) 千人	124,885	20,330	16.3	1,411	2,488	8,776	5,427	1,315	913	総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態 及び世帯数(令和6年1月1日現在)
総世帯数	(3) 千世帯	60,779	10,054	16.5	618	1,255	4,512	2,615	611	444	〃
市町村数	(4) 市町村	1,718	198	11.5	19	26	43	41	39	30	総務省 都道府県別市町村数(平成30年10月1日現在)
農業経営体数	(5) 経営体	1,075,705	103,835	9.7	14,680	14,181	7,673	38,302	10,858	18,141	2020年農林業センサス(令和2年2月1日現在)
経営耕地面積	(6) ha	3,232,882	142,779	4.4	42,787	18,440	5,105	46,829	10,528	19,089	
経営耕地のある経営体	(7) 経営体	1,058,754	102,895	9.7	14,570	14,064	7,634	37,807	10,800	18,020	
1経営体当たり経営耕地面積	(8) ha	3.1	1.4	…	2.9	1.3	0.7	1.2	1.0	1.1	
個人経営体数	(9) 経営体	1,037,342	100,831	9.7	13,836	13,659	7,558	37,120	10,682	17,976	〃
経営耕地面積	(10) ha	2,475,985	113,443	4.6	27,666	15,440	4,840	37,100	9,715	18,681	
経営耕地のある経営体	(11) 経営体	1,028,677	100,381	9.8	13,799	13,635	7,539	36,843	10,661	17,904	
1経営体当たり経営耕地面積	(12) ha	2.4	1.1	…	2.0	1.1	0.6	1.0	0.9	1.0	
団体経営体数	(13) 経営体	38,363	3,004	7.8	844	522	115	1,182	176	165	〃
経営耕地面積	(14) ha	756,897	29,337	3.9	15,121	3,000	265	9,730	813	408	
経営耕地のある経営体	(15) 経営体	30,077	2,514	8.4	771	429	95	964	139	116	
1経営体当たり経営耕地面積	(16) ha	25.2	11.7	…	19.6	7.0	2.8	10.1	5.8	3.5	
主業経営体(個人経営体)	(17) 経営体	230,855	14,589	6.3	1,326	1,577	900	3,739	1,315	5,732	〃
準主業経営体(個人経営体)	(18) 経営体	142,538	14,310	10.0	2,116	2,073	1,370	5,241	1,406	2,104	
副業的経営体(個人経営体)	(19) 経営体	663,949	71,932	10.8	10,394	10,009	5,288	28,140	7,961	10,140	
世帯員数(個人経営体)	(20) 人	3,489,686	333,380	9.6	50,695	42,938	25,033	123,198	35,660	55,856	〃
総人口に占める世帯員数の割合	(21) %	2.8	1.6	…	3.6	1.7	0.3	2.3	2.7	6.1	総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態 及び世帯数(令和6年1月1日現在) 2020年農林業センサス(令和2年2月1日現在)
農業従事者数(個人経営体)	(22) 人	2,493,672	237,058	9.5	34,103	30,936	18,149	87,029	25,073	41,768	2020年農林業センサス(令和2年2月1日現在)
世帯員数に占める農業従事者数の割合	(23) %	71.5	71.1	…	67.3	72.0	72.5	70.6	70.3	74.8	
基幹的農業従事者数(個人経営体)	(24) 人	1,363,038	105,838	7.8	9,961	15,130	8,326	34,591	10,628	27,202	〃
農業従事者数に占める基幹的農業従事者数の割合	(25) %	54.7	44.6	…	29.2	48.9	45.9	39.7	42.4	65.1	
雇用者を雇い入れた経営体数	(26) 経営体	156,053	12,282	7.9	1,404	1,458	635	3,068	979	4,738	〃
雇用者の延べ人日	(27) 万人日	5,325	290	5.4	33	49	21	82	25	81	〃
認定農業者数	(28) 経営体	216,784	10,272	4.7	2,272	1,473	865	2,451	900	2,282	認定農業者の認定状況(令和6年3月末現在)
農業集落数	(29) 集落	138,243	10,795	7.8	1,545	1,684	773	3,748	1,446	1,599	2020年農林業センサス(令和2年2月1日現在)
集落営農数	(30) 集落営農	13,998	1,908	13.6	655	317	8	877	43	8	集落営農実態調査(令和6年2月1日現在)
集落営農の現況集積面積	(31) ha	467,005	28,167	6.0	13,209	3,175	81	10,779	765	158	〃

- 注：1 統計数値は、四捨五入の関係で合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
2 農業集落数は、全域が市街化区域に含まれる農業集落を除いたものである。
3 認定農業者数は、複数府県にまたがる認定農業者（国認定）を含むため、近畿と府県合計は一致しない。
4 表中に用いた記号は、次のとおり。

「－」は事実のないもの。「…」は事実不詳又は調査を欠くもの。「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

4 近畿農業の統計指標 (つづき)

項 目		単位	全 国	近 畿	近畿の シェア (%)	滋 賀	京 都	大 阪	兵 庫	奈 良	和歌山	資 料
耕 地 面 積	(1)	ha	4,272,000	211,200	4.9	49,600	29,000	11,900	71,300	18,700	30,700	令和6年耕地及び作付面積統計(令和6年7月15日現在)
	耕地率【耕地面積／総土地面積】(2)	%	11.3	7.7	...	12.3	6.3	6.2	8.5	5.1	6.5	
田 面 積	(3)	ha	2,319,000	164,300	7.1	46,200	22,600	8,200	65,200	13,200	8,930	"
	水田率【田面積／耕地面積】(4)	%	54.3	77.8	...	93.1	77.9	68.9	91.4	70.6	29.1	
畑 面 積	(5)	ha	1,952,000	46,900	2.4	3,460	6,480	3,690	6,060	5,430	21,800	"
作 付 (栽培) 延 べ 面 積	(6)	ha	3,912,000	185,100	4.7	51,800	23,100	9,550	57,900	15,300	27,300	令和5年耕地及び作付面積統計(令和5年7月15日現在)
	耕地利用率(7)	%	91.0	86.7	...	103.6	78.6	79.6	80.4	80.5	88.1	
借 入 耕 地 面 積	(8)	ha	1,257,126	64,449	5.1	29,478	7,983	908	20,421	2,828	2,831	2020年農林業センサス(令和2年2月1日現在)
	個人経営体(9)	ha	739,908	37,534	5.1	14,965	5,531	697	11,506	2,201	2,634	
	団体経営体(10)	ha	517,218	26,915	5.2	14,513	2,452	211	8,915	627	197	
荒 廃 面 積	(11)	ha	256,676	9,021	3.5	1,942	576	355	1,674	1,473	3,001	令和5年度の都道府県別の荒廃農地面積(令和6年3月31日現在) 令和6年耕地及び作付面積統計(令和6年7月15日現在)
	耕地面積に対する割合(12)	%	6.0	4.3	...	3.9	2.0	3.0	2.3	7.9	9.8	
水 稲	作 付 面 積 (13)	ha	1,359,000	94,000	6.9	28,400	13,600	4,290	34,000	8,000	5,680	令和6年産作物統計(普通作物・飼料作物・工芸農作物)
	10 a 当 たり 収 量 (14)	kg	540	507	...	517	527	483	491	526	506	
	収 穫 量 (15)	t	7,345,000	476,900	6.5	146,800	71,700	20,700	166,900	42,100	28,700	
小 麦	作 付 面 積 (16)	ha	231,800	9,200	4.0	7,030	210	1	1,790	147	14	"
	10 a 当 たり 収 量 (17)	kg	444	288	...	310	156	150	223	254	285	
	収 穫 量 (18)	t	1,029,000	26,500	2.6	21,800	328	2	3,990	373	40	
二 条 大 麦	作 付 面 積 (19)	ha	40,100	145	0.4	62	81	-	2	-	-	"
	10 a 当 たり 収 量 (20)	kg	297	279	...	349	232	-	83	-	-	
	収 穫 量 (21)	t	119,100	405	0.3	216	188	-	1	-	-	
六 条 大 麦	作 付 面 積 (22)	ha	19,500	2,090	10.7	1,560	-	x	534	-	x	"
	10 a 当 たり 収 量 (23)	kg	277	324	...	355	-	x	233	-	x	
	収 穫 量 (24)	t	54,100	6,780	12.5	5,540	-	x	1,240	-	x	
は だ か 麦	作 付 面 積 (25)	ha	5,430	x	x	87	-	-	194	-	x	"
	10 a 当 たり 収 量 (26)	kg	228	234	...	357	-	-	179	-	x	
	収 穫 量 (27)	t	12,400	x	x	311	-	-	347	-	x	
大 豆	作 付 面 積 (28)	ha	153,900	10,100	6.6	7,350	325	13	2,260	110	24	"
	10 a 当 たり 収 量 (29)	kg	164	66	...	71	31	54	55	61	67	
	収 穫 量 (30)	t	252,400	6,650	2.6	5,220	101	7	1,240	67	16	

4 近畿農業の統計指標 (つづき)

項 目		単位	全 国	近 畿	近畿の シェア (%)	滋 賀	京 都	大 阪	兵 庫	奈 良	和歌山	資 料
なす	作 付 面 積 (1)	ha	7,730	...	...	113	166	92	161	86	...	令和5年産野菜生産出荷統計 (主産県調査年)
	10 a 当 たり 収 量 (2)	kg	3,740	...	...	1,570	3,660	6,080	2,120	5,090	...	
	収 穫 量 (3)	t	288,800	...	...	1,770	6,070	5,590	3,410	4,380	...	
たまねぎ	作 付 面 積 (4)	ha	25,500	...	...	...	...	97	1,650	...	92	〃
	10 a 当 たり 収 量 (5)	kg	4,600	...	...	...	...	3,630	5,930	...	4,460	
	収 穫 量 (6)	t	1,174,000	...	...	...	...	3,520	97,800	...	4,100	
んほう そう うれ	作 付 面 積 (7)	ha	18,700	...	...	100	330	...	255	272	67	〃
	10 a 当 たり 収 量 (8)	kg	1,110	...	...	1,120	1,490	...	951	1,110	1,120	
	収 穫 量 (9)	t	206,800	...	...	1,120	4,920	...	2,430	3,020	750	
レタス	作 付 面 積 (10)	ha	19,700	...	...	...	...	24	1,040	...	...	〃
	10 a 当 たり 収 量 (11)	kg	2,770	...	...	...	...	1,910	2,190	...	...	
	収 穫 量 (12)	t	546,100	...	...	...	...	458	22,800	...	...	
グリーン ピース	作 付 面 積 (13)	ha	566	248	43.8	13	14	33	20	16	152	〃
	10 a 当 たり 収 量 (14)	kg	779	976	...	554	650	570	650	575	1,220	
	収 穫 量 (15)	t	4,410	2,420	54.9	72	91	188	130	92	1,850	
しゅん ぎく	作 付 面 積 (16)	ha	1,680	382	22.7	34	28	184	95	27	14	〃
	10 a 当 たり 収 量 (17)	kg	1,460	1,510	...	1,380	1,430	1,730	1,200	1,190	1,890	
	収 穫 量 (18)	t	24,600	5,780	23.5	469	400	3,180	1,140	321	265	
みずな	作 付 面 積 (19)	ha	2,220	...	...	103	135	46	100	28	...	〃
	10 a 当 たり 収 量 (20)	kg	1,630	...	...	1,410	1,850	2,050	1,420	1,260	...	
	収 穫 量 (21)	t	36,100	...	...	1,450	2,500	943	1,420	353	...	
かぶ	作 付 面 積 (22)	ha	3,720	...	...	162	130	...	...	...	...	〃
	10 a 当 たり 収 量 (23)	kg	2,650	...	...	2,700	3,030	...	...	...	...	
	収 穫 量 (24)	t	98,600	...	...	4,370	3,940	...	...	...	...	
こまつな	作 付 面 積 (25)	ha	7,440	...	...	...	177	189	116	53	46	〃
	10 a 当 たり 収 量 (26)	kg	1,630	...	...	...	2,020	1,830	1,510	1,520	1,520	
	収 穫 量 (27)	t	120,900	...	...	...	3,580	3,460	1,750	806	699	
みかん	結 果 樹 面 積 (28)	ha	35,400	...	...	...	...	675	...	...	6,630	令和5年産果樹生産出荷統計 (主産県調査年)
	10 a 当 たり 収 量 (29)	kg	1,930	...	...	...	...	1,700	...	...	2,170	
	収 穫 量 (30)	t	681,600	...	...	...	...	11,500	...	...	143,900	
かき	結 果 樹 面 積 (31)	ha	17,500	...	...	...	...	...	...	1,760	2,460	〃
	10 a 当 たり 収 量 (32)	kg	1,060	...	...	...	...	...	...	1,510	1,540	
	収 穫 量 (33)	t	185,200	...	...	...	...	...	...	26,600	37,900	

4 近畿農業の統計指標 (つづき)

項 目		単位	全 国	近 畿	近畿の シェア (%)	滋 賀	京 都	大 阪	兵 庫	奈 良	和歌山	資 料
う め	結 果 樹 面 積 (1)	ha	13,200	…	…	…	…	…	…	273	4,840	令和5年産果樹生産出荷統計 (主産県調査年)
	10 a 当 たり 収 量 (2)	kg	723	…	…	…	…	…	…	363	1,260	
	収 穫 量 (3)	t	95,500	…	…	…	…	…	…	991	61,000	
も も	結 果 樹 面 積 (4)	ha	9,260	…	…	…	…	…	…	…	696	〃
	10 a 当 たり 収 量 (5)	kg	1,180	…	…	…	…	…	…	…	1,040	
	収 穫 量 (6)	t	109,500	…	…	…	…	…	…	…	7,240	
ぶ ど う	結 果 樹 面 積 (7)	ha	16,400	…	…	48	…	386	251	…	…	〃
	10 a 当 たり 収 量 (8)	kg	1,020	…	…	873	…	911	895	…	…	
	収 穫 量 (9)	t	167,000	…	…	419	…	3,520	2,250	…	…	
乳 用 牛 飼 養 頭 数 (10)		頭	1,313,000	22,800	1.7	2,370	3,750	1,070	12,300	2,780	500	令和6年畜産統計(令和6年2月1日現在)
肉 用 牛 飼 養 頭 数 (11)		頭	2,672,000	92,700	3.5	22,000	5,290	780	58,400	3,350	2,870	〃
豚 飼 養 頭 数 (12)		頭	8,798,000	40,500	0.5	1,480	12,600	2,030	20,000	3,190	1,140	〃
採卵鶏(成鶏めす) 飼 養 羽 数 (13)		千羽	129,729	7,207	5.6	225	1,495	42	4,921	264	260	〃
ブロイラー 飼 養 羽 数 (14)		千羽	144,859	3,249	2.2	x	535	－	2,412	x	231	〃
農 業 産 出 額 (15)		億円	94,952	4,915	5.2	610	766	320	1,677	413	1,128	令和5年生産農業所得統計(全国は農業総産出額)
農 業 産 出 額 の 構 成 比	1 位 部 門 (16)	%	畜産 野菜 39.2	米 24.2	…	野菜 51.8	野菜 39.0	畜産 46.6	野菜 43.4	果実 27.4	68.6	〃
	2 位 部 門 (17)	%	野菜 24.5	畜産 23.2	…	野菜 19.0	畜産 22.8	果実 23.1	米 26.3	米 21.1	野菜 11.1	
	3 位 部 門 (18)	%	米 16.0	米 22.8	…	畜産 18.4	米 21.4	米 16.3	野菜 23.0	果実 20.1	花き 6.3	
生 産 農 業 所 得 (19)		億円	32,921	1,631	5.0	231	249	110	487	137	416	〃
関 農 連 事 業 産	年 間 販 売 金 額 (20)	100万円	2,208,274	149,036	6.7	15,668	19,868	20,851	35,646	18,928	38,075	令和5年度6次産業化総合調査結果
	事 業 体 数 (21)	事業体	56,550	5,210	9.2	660	870	470	1,570	400	1,240	
	従 事 者 数 (22)	100人	4,040	527	13.0	55	94	59	171	37	111	
総 合 化 事 業 計 画 の 認 定 件 数 (23)		件	2,642	389	14.7	69	49	41	117	43	70	農林水産省農村振興局調べ(令和6年3月末現在)
た め 池 の 箇 所 数 (24)		箇所	151,191	37,246	24.6	1,436	1,507	3,600	21,752	4,228	4,723	ため池管理保全法に基づく都道府県別の対応状況について(令和6年6月末時点)

注： 農業生産関連事業には、海外への輸出は含まれていない。

用語の説明

P 4

●耕地

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔（あぜ）を含む。

●農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業
 - ① 露地野菜作付面積 15 a
 - ② 施設野菜栽培面積 350 m²
 - ③ 果樹栽培面積 10 a
 - ④ 露地花き栽培面積 10 a
 - ⑤ 施設花き栽培面積 250 m²
 - ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - ⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭
 - ⑧ 豚飼養頭数 15 頭
 - ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
 - ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
 - ⑪ その他

調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

- (3) 農作業の受託の事業

P 6

●作付（栽培）延べ面積

水稻（子実用）、麦類（子実用）、大豆（乾燥子実）、そば（乾燥子実）、なたね（子実用）及びその他作物の作付（栽培）面積の合計をいう。したがって、年産区分を同一とする水稻二期作栽培、季節区分別野菜等により、同一ほ場に2回以上作付けされた場合は、それぞれを作付面積とし、延べ面積とした。

●耕地利用率

耕地面積を「100」とした作付（栽培）延べ面積の割合のことをいう。

耕地利用率(%) = 作付（栽培）延べ面積 ÷ 耕地面積 × 100

P 7

●荒廃農地

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地をいう。

●再生利用が可能な荒廃農地

抜根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地をいう。

●再生利用が困難と見込まれる荒廃農地

森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地をいう。

P 8

●個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

●主業経営体

農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

●準主業経営体

農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

●副業的経営体

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

●団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

P 9

●基幹的農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

●雇用延べ人日

農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の雇用日数の合計（1日8時間労働で換算）。

用語の説明（つづき）

P11

●指定野菜

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第2条に規定する「消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）第1条に掲げる次の品目をいう。

キャベツ（春キャベツ、夏秋キャベツ及び冬キャベツ）、きゅうり（冬春きゅうり及び夏秋きゅうり）、さといも（秋冬さといも）、だいこん（春だいこん、夏だいこん及び秋冬だいこん）、トマト（冬春トマト及び夏秋トマト）、なす（冬春なす及び夏秋なす）、にんじん（春夏にんじん、秋にんじん及び冬にんじん）、ねぎ（春ねぎ、夏ねぎ及び秋冬ねぎ）、はくさい（春はくさい、夏はくさい及び秋冬はくさい）、ピーマン（冬春ピーマン及び夏秋ピーマン）、レタス（春レタス、夏秋レタス及び冬レタス）、たまねぎ、ばれいしょ及びほうれんそう。

●畑作物共済事業

ばれいしょ、大豆（えだまめを含む。）、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶（一番茶に限る。）、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭を対象とした共済事業をいう。

●果樹共済事業

温州みかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップルを対象とした共済事業をいう。

●特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

指定野菜以外の野菜のうち、国民消費生活上及び地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる野菜として位置付けられる特定野菜(35品目)の価格が著しく低落した場合に、価格差補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る制度をいう。

P16

●乳用牛

搾乳を目的として飼養している牛及び将来搾乳牛に仕立てる目的で飼養している子牛をいう。したがって、集計の対象はめすのみとし、交配するための同種のおすは除いた。

●肉用牛

肉用を目的として飼養している牛をいう（種おす、子取り用めす牛を含む。）。

肉用牛、乳用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によることとし、乳用種のおすばかりでなく、めすの未經産牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。

ただし、乳用牛の廃牛を肥育しても肉用牛には含めない。

●豚

肉用を目的として飼養している豚をいう。

P17

●採卵鶏

鶏卵を生産することを目的として飼養している鶏をいう。

●ブロイラー

当初から「食用」に供する目的で飼養し、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏をいう。肉用目的で飼養している鶏であれば、「肉用種」「卵用種」の種類を問わないが、採卵鶏の廃鶏は含めない。

なお、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏であれば、地鶏及び銘柄鶏も含めた。この場合の「地鶏」とは特定JAS規格の認定を受けた鶏（ふ化後75日以上で出荷）を、「銘柄鶏」とは一般社団法人日本食鳥協会の定義により出荷時に「銘柄鶏」の表示がされる鶏をいう。

P18

●農業産出額（都道府県別推計）

都道府県別の品目ごとの生産数量に、品目ごとの農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求めたものである。なお、都道府県別推計における中間生産物の移出入は次のとおり取り扱う。

- (1) 自都道府県で生産され、農業に再投入した中間生産物は、自都道府県の農業産出額から控除する。
- (2) 他都道府県に販売した中間生産物は、自都道府県の農業産出額に計上する。
- (3) 他都道府県から購入した中間生産物は、自都道府県の農業産出額から控除しない。

用語の説明（つづき）

P 20

●農業粗収益

1年間の農業経営によって得られた総収益額をいい、農業現金収入（農産物の販売収入）、現物外部取引価額（現物労賃及び物々交換によって支払手段とした農産物等の評価額）、農業生産関連事業消費額、農業生産現物家計消費額（家計消費に仕向けられた自家生産農産物の評価額）、年末未処分農産物の在庫価額、共済・補助金等受取金等の合計額から、年始め未処分農産物の在庫価額を控除した金額をいう。

●農業経営費

農業粗収益を得るために要した資材や料金の一切をいう。

●農業所得

農業粗収益から農業経営費を差し引いたものをいう。

P 21

●6次産業化

農林漁業者が生産・加工・流通（販売）を一体化し、所得の増大を図り、また、2次・3次産業と連携して地域ビジネスの展開や新たな産業を創出することを目的とした取組。

●農業生産関連事業

「農産加工」、「消費者に直接販売」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業をいう。

本調査においては、農業経営体又は農業協同組合等による以下の5事業をいう。

- (1) 農産加工
- (2) 農産物直売所
- (3) 観光農園
- (4) 農家民宿
- (5) 農家レストラン

P 22

●経営耕地

農業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

●借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

P 24

●認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者である。

なお、「認定農業者数」は、農業経営改善計画認定数及び特定農業法人で認定農業者とみなされている法人の合計としている。

●営農類型

- (1) 「単一経営」とは、農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める経営をいう。
- (2) 「複合経営」とは、農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない経営をいう。

P 25

●集落営農

「集落」を単位として、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農を行う組織（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を除く。）をいう。

なお、「集落」とは、市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことをいう。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

P 26

●総合化事業計画

農林漁業者等が主体となり農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動の計画をいう。

P 27

●農業水利施設

ため池、ダム、頭首工、水門、機場（ポンプ場）、水路、集水渠や管理設備（ダム、機場等の操作、運転、監視、制御のために設置されているもの）をいう。

●保全

その施設が本来持っている機能を維持するため、修繕などの作業を行うことをいう。

近畿農政局の組織と仕事

(部 署 名)

(主 な 業 務)

企画調整室

農政局が所掌する各種施策に関する企画・総合調整、広報・報道活動、農畜産物等の災害対策のとりまとめ、農畜産物・飲食料品等の物価対策、農政全般に関する情報発信・収集及び相談対応等の事務

総務課

公文書の接受・施行・保存、情報公開、職員の人事、服務、研修、情報化の推進、情報システムの整備・管理等の事務、福利厚生等の事務

会計課

入札・契約、歳出・歳入、補助金等の経理、物品の購入・管理、国有財産の管理、宿舎の管理、営繕、庁舎管理等の事務

消費・安全部

消費生活課
米穀流通・食品表示監視課

農産安全管理課
畜水産安全管理課

消費者行政、食育の推進、食品表示法及びJAS法に基づく食品表示の監視、米穀の流通監視、農薬・肥料・飼料等の使用の適正化、牛トレーサビリティ等の事務

生産部

生産振興課
業務管理課
園芸特産課

畜産課
環境・技術課

農畜産物の生産振興等に関する各種指導・助成、米の需給調整、主要食糧の売買・管理、地方競馬監督、各種生産技術対策や環境保全型農業の推進等の事務

経営・事業支援部

担い手育成課
輸出促進課
食品企業課

農地政策推進課
経営支援課

農業経営の改善・安定、農林水産物・食品の輸出の促進や知的財産の保護・活用、農商工連携の推進、食品産業の振興、農地政策の推進、新規就農の促進や女性の活動促進等の事務

農村振興部

設計課
農村計画課
都市農村交流課
土地改良管理課
農村環境課
事業計画課

用地課
水利整備課
農地整備課
地域整備課
防災課

農業農村整備事業、農業水利の調整、多面的機能支払交付金、中山間直接支払交付金、農業振興地域制度、農地転用許可、都市農村交流の推進、農山村地域の活性化、土地改良区の指導・監督、鳥獣害対策等の事務

統計部

調整課
統計企画課

経営・構造統計課
生産流通消費統計課

農林水産行政に必要な農林水産業及び農林漁業経営体に関する統計調査の実施やとりまとめ、その結果についての報告書の作成等の事務

県域拠点

滋賀県拠点
京都府拠点
大阪府拠点

兵庫県拠点
奈良県拠点
和歌山県拠点

農政全般に関する総合窓口、経営所得安定対策の交付、6次産業化等の推進、統計調査等の事務

国営事業所・事務所

淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所
南近畿土地改良調査管理事務所
土地改良技術事務所
東条川二期農業水利事業所
東近江農地整備事業所
亀岡中部農地整備事業所
和歌山平野農地防災事業所

土地改良調査管理事務所においては、国が行う事業に関する調査、計画及び管理などの業務
土地改良技術事務所においては、技術基準の作成、指導・助言及び技術情報の提供の業務
事業所においては、農業用のダムや用排水路の整備、機能回復、災害の未然防止等により農業生産の維持、農業経営の安定を図るため国が行う工事の設計・積算、現場での監督、工事に伴う用地の取得や補償などの業務